

性暴力を考える

被害者から

「あなた」の言う通りなら強姦

(ごらん)ですね。でも、ドラマみたいに簡単にはいかないんですよ。勤めていた飲食店の店長に強姦された、と告訴した女性に、警察署で刑事に言われた。意味がわかったのは、後のことだ。

事件が警察から検察に送られて、彼女は地検に呼ばれた。「あなた、強姦知ってるんかね」。男性検事の言葉にあっけにとられた。「離婚された後の生活を考えた方がいいんじゃないよ」。ほどなく、嫌疑不十分で不起訴と決まった。

後に民事裁判の中で、検察が男を調べた時間はわずか十五分だったと聞いた。裁判で、男は、彼女が「やめて」と言ったが「既に態勢ができていたため」性行為を強行し、涙ぐむ彼女に「やり得」と言ったことは認めた。が、「彼

女は口ごころから誘惑的挑発的態

度を示し、この夜も一度拒否され外に出たが、彼女が「帰っちゃいや」と言ったので、店に戻り関係を持った」と主張した。一九九五年春、一審判決は、性行為が彼女の意思ではなく、男に「性急な面があった」と認めながら、彼女が「やめて」と

言う以上の強い抵抗をせず「大声を出して近隣に助けを求めたり」「逃げ出そうとした形跡もない」ことから、男の行為は「原告の抵抗を著しく困難にするほどの暴行・脅迫を加えてなされた」とは認められないうえ、つまり「強姦」ではないと

理解されぬ恐怖や苦痛

して、訴えを退けた。裁判官は女性だった。刑法はこう定めている。「暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を強姦(かんいん)した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を強姦した者も、同様とする」。そして「暴行・脅迫」の程度は、四九年の最高裁判決で「被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもの」とされた。以来、抵抗を著しく困難にするほどの暴行・脅迫がなければ強姦と認めない、という判決が続いた。

背中には、「ささいな暴行・脅迫の前にはたやすく屈する貞操の如(ごと)きは本条によって保護されるに値しないというべきであらうか」(刑法解説書II初版六五年)という考えが、ちらつく。ここに、被害者の恐怖や苦痛は、想定されていない。

「大勢を出して近隣に助けを求めたり」「逃げ出そうとした形跡もない」ことから、男の行為は「原告の抵抗を著しく困難にするほどの暴行・脅迫を加えてなされた」とは認められないうえ、つまり「強姦」ではないとい

て車で海辺に連れ出して、口説いたが応じなかったため押し倒し、「やめて、帰らせて」と泣き叫ぶ女性の下着をはきとって性交を強行した刑事事件だ。一審は有罪。二審は、性交には力の行使が伴うのが通常としたうえで、殴るなどの「強力な暴行」を加えていない、下着も破いてはいない、女性は逃げなかったし激しい抵抗はしていないから、「到底、強姦とは言えないが、強姦ではない」と無罪にした。

「私に、舌を飲んで死ぬことはできませんでした」

「私は、舌を飲んで死ぬことはできませんでした」

なぜ逃げなかった



有名な判決がある。七八年広島高裁判決。自営業者が、知り合いの女性をだまし

「私に、舌を飲んで死ぬことはできませんでした」

*2年以上→3年以上→現在は「5年以上」

性暴力を考える

読者から

上

「性暴力を考える—被害者から」の連載に対し、九日までに百六十四通の投書をいただきました。うち約四十通が被害者からの手紙でした。まず被害者の声を紹介いたします。

「小学生のとき痴漢にあつて以来、私は自分のことを人間じゃないみたいに感じます。道員みたいだと思ってしまう。傷ついたことは痴漢のほかに二つあります。警察で詳しく言わなければならなかったこと。母に『あなたがぼんやりしてるから』と言われたこと。悪気なく出た言葉だろうけど、一生忘れません。私は人間として生きていくつもりでも男の道具として道を歩いてる。死んでしまいたい気分です」(高校生)

「九歳のとき男に性暴力を受けました。父が警察に通報しましたが、警官は犯人と同年代の男ばかり。『胸をもまれてどんな気持ちでした』な

被害者の手紙40通

は嫌だと抵抗をやめると、男は逃げました。私はあるとき着たコート、髪飾り、もつ身につけることができせん」(27歳会社員)

「十八歳の時、帰宅途中に後ろから男が飛びかかってきた。『声を出さな』と細に連れていかれた。『やめて下さい』と、か細い声で言うのがやっとならなくなった。まさかと思つた。恐怖で体が動かなくな

「五年ほど前に、被害の経験があります。相手をどうこうすることは考えませんでした。日本では抵抗したと立証しなければ強姦と認められないと知っていましたし、下品な司法関係者によるセカンドレイプはまっぴらだったからです。犯人たちは軽べつするだけです。それよりも、犯人を野放しにする無知で理解のない周囲に腹が立つのです。その最中は、怒らせたら殺されるか、と思つたので、本当に声も出ないほど怖いです。頭が真っ白になります。そんな時に抵抗しろだなんて大まじめに定める法律は、完全な空論です。レイプは、見た目よりもっと深刻な犯罪です」(年齢不明)

「望まない相手に性的対象にされることは、例え『ささいな』痴漢でも、ものすごく不快です。小学生のとき初めて痴漢にあいました。まっ黒な怒りと悔しさは今も忘れられません。私はその場面をよくりプレーします。その時は声もあげられなかった私が、リプレーの中ではさいつをたきめし、銃弾を撃ち込んでいます」(28歳主婦)

ど聞かれ、恥ずかしさでいっぱいでした」(18歳)

男性からの訴えも一通あった。「子どものころ男の知人に強姦(ごうかん)されかかった。信じられない悪夢でし

「二年ほど前、私も性暴力を受けた。友達だと思つていた男からだった。まさかと思つた。恐怖で体が動かなくな

「幼いころから性暴力の恐怖にさらされてきました。相手は親類。親には話せませんでした。小学生の私は『十年間考えてみよう』と思いましたが、性とは何か、私に落ち度はなかったのか、どうしたらこの心の傷を克服できるだろうか。十年後、初めて話したのは、友人でした。けれど興味本位の質問に、私は絶望しました。それから一年後に父に、その後、母に、何百時間話し合っただけです。自分を責め、死ぬことばかり考えていた私は、この時やっと一つ目のハードルを越えました。『罪を憎んで人を憎まず』そう思えるようになったのは、その後、初めて男の人に心を開いてからです。人間になれるには教育しかないと思つたようになります。間違つた社会は自分たちを変えなくちゃ。一緒にがんばりましょう」(21歳学生)

足すくんで逃げられなかった抵抗しろだなんて法律は空論だ 何百時間も話し合つて傷克服

た。だれにも言えませんでした。早く終わってほしい、そう思うことしかできなかった。わかりました。しかし、力の差は歴然です。殺されるの

た。大柄な男で、ばか力で私を押された。『やめて』という声もかすれ声になった。泣いている私を見て男は、『そんなに嫌だったら逃げたら良かったの』と言った。驚いた。しばらくの間、その男の車と同じ車を見ると、恐怖で息が止まりそうだった。こんなにも傷つくことだと知らなかった」(20代)

「二十年間、家出した生徒を捜しに行った先で三人の男に暴行されました。あまりの理不尽さ、屈辱、悲しき、驚

性暴力を考える

読者から

下

男性からの投稿は三十四通。女性はやがて抵抗すべきで、抵抗して傷つけられた場合のみ強姦(ごうかん)罪とすべきだ、という意見が二通。ほかは、「人権に対する罪」への憤りを書いたものが多く、戸惑いや過去の思い込みを率直につづったものもあった。

「男にとっては大したことでないことや、現在の法の下では犯罪にならないようなことでも、女性には大きなショックになると知りました。しかし、多くの男は自分の欲望を満たすためなら女性を少力で押さえつけてもいいと思っています。特に中高生の間には、欲望を満たすためのセックスやレイプなど過激な情報ばかりが流れています」(神奈川 高校生)

「人権に対する罪」に憤り

まではいかないけれど、その行為に性的魅力を感じていると思えます。自分の考えを問いただすと、アダルトビデオ(AV)に多大に影響されています。AVの中で、女性は

「私も最近までそう思っていた。だが、過去に、親しかった女性に対し、相手は確かに嫌がっていたが、抱きしめたり性的行為をしたりして、翌日から連絡を絶たれたことが何回かあった。男は女性をすく性的魅力で見ることが何回かあった。男は女性に親切、優しさが欲しいかただけではないか。そう思うと理解できる」(50代自営業)

「恐怖で抵抗できずに性行為をさせられても犯罪が成立せず、金銭を奪われるなら犯罪が成立するというのは、納得できません」(長野 30代歯科衛生士)

「ふしだら」であろうが結婚歴があろうが、なぜ被害者が非難されるのか。窃盗にしろ強盗にしろ他の犯罪は加害者がまず責任を問われる。警察も裁判所も常識が欠けている」(大阪 40代教員)

小学生のころ性暴力を受けた四十代の女性は「子どもへの性暴力を『いたすら』と表現した記事を見ると、怒りと悲しみを抑えられない。どんなに小さな心が傷つき、おびえ、泣いているだろうと思うと、胸がふさがります」。

女性の尊厳を低く見る日本 刑軽すぎる／常識欠く司法 犯罪性伝わる報道表現望む

明らかに男性と対等でありませぬ」(静岡 高校生)

「アメリカ留学中、クラスで、レイプについて教員間議論しました。特に記憶に残るのは『レイプとは、被害者の意思に反して何らかの力を持って性的関係を強要し、法によつて守られるべき個人の尊厳を著しく冒す犯罪である』という意見でした。日本が違

女性を排せつための道具としか考えていません。性は、お互いの気持ちを確認め合うためのものではないでしようか」(愛知 40代薬剤師)

「これほど性犯罪の刑が軽いとは。法治国家日本への信頼すら揺らぎました。女性の法曹関係者が過半数の委員会を作り、刑法を改定すべきです」(東京 学生)

「戦後、姦道罪は改められました。が、昔の刑法が下地になっていて、裁判官が条文に忠実に判決を下すが、女性に不利になるのではないでしようか」(愛知 70代無職)

「戦後、姦道罪は改められました。が、昔の刑法が下地になっていて、裁判官が条文に忠実に判決を下すが、女性に不利になるのではないでしようか」(愛知 70代無職)

「戦後、姦道罪は改められました。が、昔の刑法が下地になっていて、裁判官が条文に忠実に判決を下すが、女性に不利になるのではないでしようか」(愛知 70代無職)

「戦後、姦道罪は改められました。が、昔の刑法が下地になっていて、裁判官が条文に忠実に判決を下すが、女性に不利になるのではないでしようか」(愛知 70代無職)

「戦後、姦道罪は改められました。が、昔の刑法が下地になっていて、裁判官が条文に忠実に判決を下すが、女性に不利になるのではないでしようか」(愛知 70代無職)

「戦後、姦道罪は改められました。が、昔の刑法が下地になっていて、裁判官が条文に忠実に判決を下すが、女性に不利になるのではないでしようか」(愛知 70代無職)

「戦後、姦道罪は改められました。が、昔の刑法が下地になっていて、裁判官が条文に忠実に判決を下すが、女性に不利になるのではないでしようか」(愛知 70代無職)